

西予市農業研修生サポート事業補助金交付要綱

令和元年10月1日
西予市告示第57号

(目的)

第1条 この告示は、農業従事者の減少や高齢化による担い手不足を解消し、農業の持続的、安定的な発展を図るため、I・Jターンによる新規就農者を積極的に雇用及び育成する事業者に対し、その研修に要する経費を補助することより、新規就農者の定着促進を図ることを目的として、予算の範囲内で西予市農業研修生サポート事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) Iターン 南予地域に住所を有したことの無い者が、定住する目的で本市に転入することをいう。
- (2) Jターン 西予市以外の南予地域に住所を有していた者が、県外に転出し、定住する目的で本市に転入することをいう。
- (3) 研修生 Iターン又はJターンし、転入してからの期間が1年未満にある新規に就農を目指し研修を行う者であって、市民税、国民健康保険税、軽自動車税、固定資産税、住宅使用料及び水道料を滞納していない者という。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、新規就農者を雇用及び育成するため、市内の園地で就農確実と見込まれる研修生の受け入れを行う者であって、かつ、次の各号のいずれかに該当する事業の投資対象者とする。

- (1) 農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)に基づく農の雇用事業又は農業次世代人材投資事業資金(準備型)
- (2) 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構助成事業実施要綱に基づく営農インターン推進事業

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象経費は、研修生に対する研修費とし、補助金額は、当該研修生あたり月額3万円(最大2年間分)とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、西予市農業研修生サポート事業補助金交付(変更)申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めた場合は、補助金の交付を決定し、西予市農業研修生サポート事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の変更申請)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は申請書の内容を変更する場合、第5条の規定に準じて変更にかかる申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、前条に準じて内容を審査し、交付決定又は却下の決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(事業の中止及び廃止)

第8条 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ西予市農業研修生サポート事業補助金中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、第6条の規定を準用して事業の中止及び廃止の承認を補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、研修実績報告書(様式第4号。以下「実績報告書」という。)に、関係書類を添えて、事業完了後1か月以内又は該当事業年度の3月末日のいずれか早い日までに市長へ提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、実績報告書を受理した場合は、その内容を審査又は調査のうえ、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めたときは、補助金の額を確定し、西予市農業研修生サポート事業補助金交付確定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金額の確定通知を受けた補助事業者は、西予市農業研修生サポート事業補助金請求書(様式第5号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(目的外使用の禁止)

第13条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(指導監督)

第14条 市長は、補助金の交付に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(交付決定の取り消し等)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取消し、又は変更することができる。この場合において、すでに補助金が交付されているときは、市長は期限を定め、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 不正な申請があった場合

(2) この告示の条件に違反した場合

(3) 交付期間中において、研修生が農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)に基づく農業次世代人材投資事業資金(経営開始型)の申請を行う場合

(4) その他本事業の目的に支障があると判断した場合

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

西予市長 様

団体名 印

西予市農業研修生サポート事業補助金交付(変更)申請書

年度において、西予市農業研修生サポート事業補助金交付事業を実施したいので、西予市農業研修生サポート事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、補助金 円を申請いたします。

申請期間	年 月 日 ~ 年 月 日
申請額	円
研修生の住所・氏名・性別・生年月日	〒 男 ・ 女 年 月 日生まれ
研修先(指導者) 園地の住所	

※添付書類

研修計画書(他事業申請時の写し)

研修生推薦書(別紙 1)

研修生の身元保証書(別紙 2)

確約書(別紙 3)

研修生の戸籍の附票

研修生の顔写真付き身分証明書(公的機関が発行したもの)

農の雇用、営農インターン推進事業、農業次世代人材投資資金(準備型)のうちどれかの交付対象となっていることが分かる書類

別紙 1

研修生推薦書

年 月 日

西予市長 様

団体長名

西予市農業研修生サポート事業の研修生として、以下の者を推薦いたします。

研修生の住所・氏名・性別・生年月日	〒 男 ・ 女 年 月 日生まれ
出身地	県 市・町・村
転入日	
上乗せされる補助金名	

別紙 3

確約書

私は西予市農業研修生サポート事業の趣旨を十分に理解し、次の事項を遵守し研修に専念することを確約いたします。

- 1 西予市農業研修生サポート事業補助金交付要綱の規定を遵守します。
- 2 指導者の指示に従い、研修の成果が上げられるように努力します。
- 3 社会人としての自覚と責任を持ち、他人に迷惑をかける行為は慎みます。
- 4 西予市農業研修生サポート事業補助金交付要綱第15条の規定に抵触し、返還及び取り消しを命ぜられた場合は、これに従います。
- 5 研修期間中は、農業次世代人材投資資金(経営開始型)の申請は行いません。

年 月 日

西予市長

様

研修生 住所

氏名

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

様

西予市長

印

西予市農業研修生サポート事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け 補助金申請のあった 年度西予市農業研修生サポート事業に対し、西予市農業研修生サポート事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次の通り決定いたします。

交 付 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
交 付 決 定 額	円
研修生の住所・氏名・性別・生年月日	〒 男 ・ 女 年 月 日生まれ
研修先(指導者)	
交 付 条 件	補助金の交付目的に従って使用すること。

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

西予市長 様

団体名 印

西予市農業研修生サポート事業補助金中止(廃止)承認申請書

年 月 日付け 号により補助金交付決定通知があった西予市農業研修生サポート事業補助金交付要綱第8条の規定により、その承認を申請します。

記

1 事業の中止(廃止)の理由

様式第6号(第11条関係)

年 月 日

西予市長 様

団体名 印

西予市農業研修生サポート事業補助金請求書

年 月 日付け 号により、補助金確定の通知があった西予市
農業研修生サポート事業補助金について、下記の通り請求いたします。

請求金額 _____ 円

研修生の住所・ 氏名・性別・生 年月日	〒 男 ・ 女 年 月 日生まれ
交付確定額	円
既受領額	円
今回請求額	円
残額	円
備考	研修開始 年目 月分